



岩手労働局発表
平成28年11月9日

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 小田 昭信
衛生専門官 千田 成人
(電話) 019-604-3007

ストレスチェック等の実施状況について

～ ストレスチェックは51.0%の事業場で実施済み又は実施中、
11月までには92.9%の事業場で実施見込み ～

岩手労働局(局長 久古谷 敏行)では、このほどストレスチェック等の自主点検の結果について取りまとめましたので発表します(別添)。

労働安全衛生法の改正により、メンタル不調者を未然に防止するため、労働者50人以上の事業場では、平成27年12月から、毎年1回、労働者に対してストレスチェックを実施することが義務付けられました。

岩手労働局では、法施行後のストレスチェックの実施状況について、9月12日から9月26日にかけて、岩手県内の労働者50人以上の1,254事業場(回答1,036事業場、回答率82.6%)に対し、自主点検を依頼しその結果を取りまとめました。

【自主点検結果の概要】

- 1 9月までのストレスチェックの実施状況
51.0%の事業場でストレスチェックを実施済み又は実施中であり、11月までの実施予定を加えると92.9%の事業場で実施の見込み
実施済み又は実施中の割合は、業種別では商業で61.4%と高く、接客娯楽業で34.4%と低い
- 2 メンタルヘルス対策
何らかのメンタルヘルス対策を実施している事業場の割合は、93.2%、業種別では商業で96.5%と高い
メンタル不調者がいる事業場の割合は、35.8%で、業種別では保健衛生業で47.9%と高く、接客娯楽業及び運輸交通業で21.9%と低い
- 3 受動喫煙防止対策
12.5%の事業場で全面禁煙、36.9%の事業場で禁煙室の設置、37.9%の事業場で屋外喫煙所が設置されている。

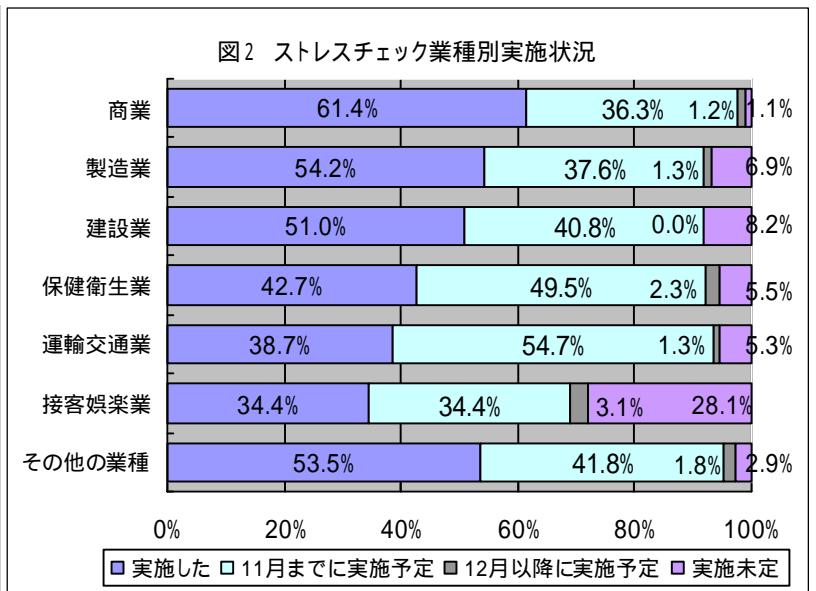
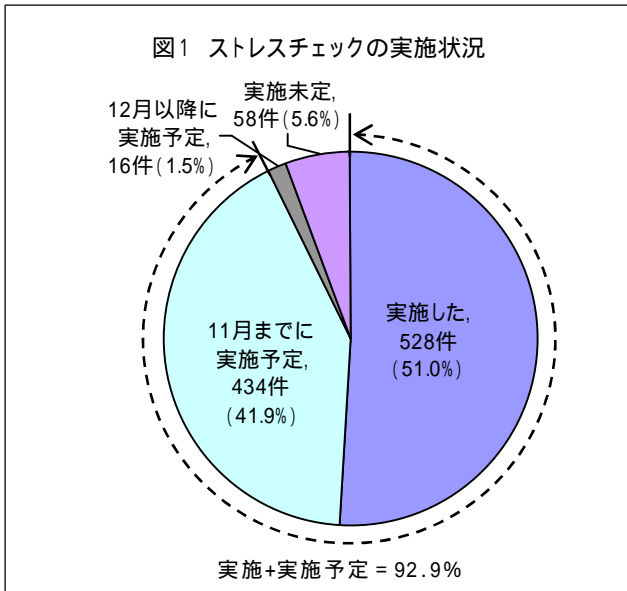
岩手労働局としては、11月末日までにストレスチェック(一次予防)を実施していない事業場に対し、今後指導を行うこととしています。さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の支援サイト等の情報提供を図りながら、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応(二次予防)、職場復帰支援(三次予防)を含めた総合的な対策の指導を行うこととしています。

(参考:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp>)

1 ストレスチェックの実施状況

ストレスチェックを実施済み又は実施中の事業場は、528 事業場 (51.0%) であった。また、ストレスチェックを実施していないが、11 月までに実施する予定である、あるいは実施する見込みである事業場の 434 事業場 (41.9%) を加えると 92.9% の事業場で実施の見込みである。

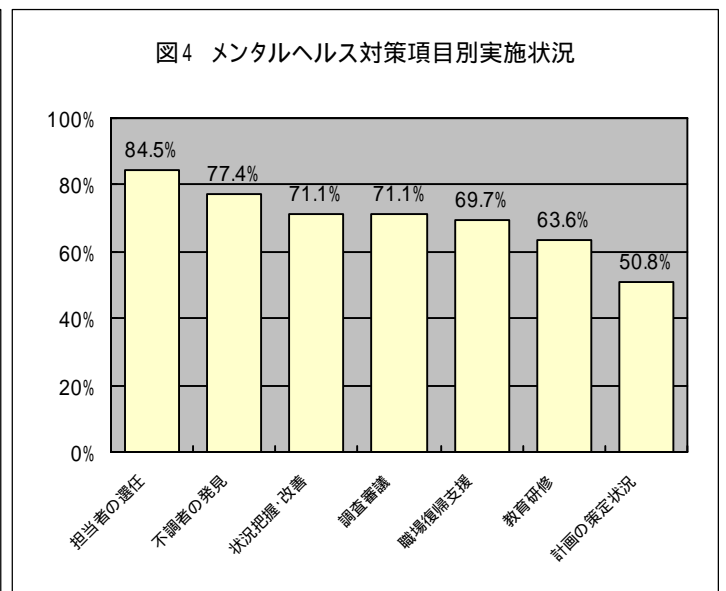
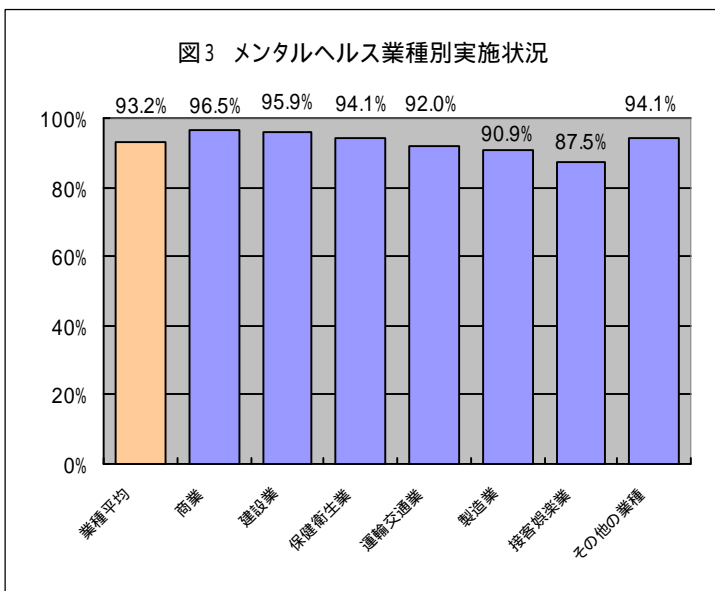
ストレスチェックの実施又は実施中の事業場について、業種別では、商業が 61.4% と高く、次いで製造業 54.2%、建設業 51.0% で、接客娯楽業が 34.4% と低かった。



2 メンタルヘルス対策

何等かのメンタルヘルス対策を実施しているのは、93.2% であった。また、業種別では、商業が 96.5% と高く、次いで建設業 95.9%、保健衛生業 94.1%、接客娯楽業で 87.5% と低かった。規模別では、労働者が 300 人以上の事業場では 100% の実施率となった。

メンタルヘルス対策の項目別に実施事業場の割合をみると、担当者の選任が 84.5% と高く、次いで不調者の早期発見と適切な対応を行うための対応が 77.4%、職場環境の問題点を把握し必要な改善の実施及び衛生委員会等における調査審議が 71.1% であった。



メンタル不調者について、在籍している労働者にメンタル不調者がいるのが 366 事業場（35.8%）、過去にいたのが 304 事業場（29.8%）であった。

また、在籍している労働者にメンタル不調者がいる事業場の割合は、業種別では、保健衛生業が 47.9%と高く、次いで商業 36.5%、製造業 34.8%であり、接客娯楽業と運輸交通業では 21.9%と低かった。

図5 メンタル不調者の状況別事業場の割合

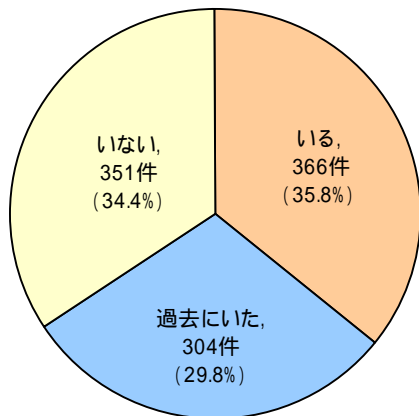
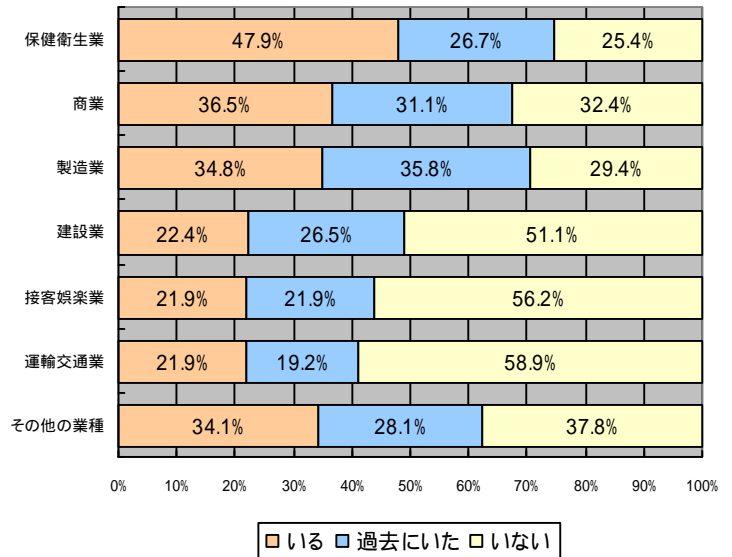


図6 メンタル不調者の状況別事業場の割合（業種別）



3 受動喫煙防止対策

全面禁煙としているのが 129 事業場（12.5%）、喫煙室の設置が 380 事業場（36.9%）、屋外喫煙所の設置が 390 事業場（37.9%）であった。

全面禁煙、喫煙室及び屋外喫煙所のいずれかの受動喫煙防止対策を 87.3%の事業場で行っているものの、業種別にみると接客娯楽業では 68.8%と低かった。

全面禁煙の措置を行っている事業場の割合は、業種では保健衛生業が 38.2%と最も高かった。

図7 受動喫煙防止対策の状況

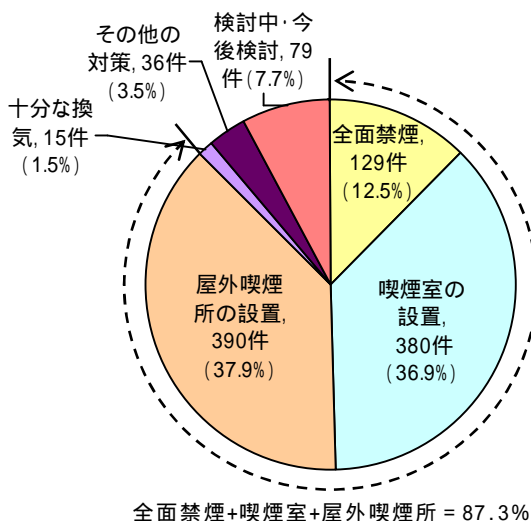


図8 受動喫煙防止対策業種別の状況

